



小・中学校等における特別支援教育に関する

校内支援体制整備状況についての調査研究

県立総合教育センター

特別支援教育担当

目 次

I	研究の概要	1
II	アンケート調査について	2
III	アンケート調査の分析	
1	基礎調査	3
2	校内委員会	4
3	特別支援教育コーディネーター	8
4	「個別の指導計画」	10
5	校内での具体的な支援	12
6	アンケート調査から見る校内支援体制整備状況の現状と課題	14
IV	校内支援体制を組織的に機能させるために	15
V	特別支援教育校内支援体制がめざすもの	16
	(参考文献)	17
	(資料)	
	「平成21年度 調査研究事業 アンケート用紙」	18
VI	事例集 (別冊資料)	

I 研究の概要

1 はじめに

平成19年4月1日、改正学校教育法の施行により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び中等教育学校においても特別支援教育を行うことが法的に位置付けられた。また、同日付の「特別支援教育の推進について（通知）（19文科初第125号）」において、特別支援教育の基本的な考え方、留意事項等がまとめて示されたところである。その中で、校長（園長を含む。以下、同じ。）の特別支援教育実施責任者としての責務並びに特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組が各学校に求められた。そこで求められた「体制の整備」や「必要な取組」の状況について、県教委の調査によれば、県内の小・中学校では、「校内委員会の設置率」「特別支援教育コーディネーターの指名率」ともに平成19年度の時点で100%であった。同様の調査で、今年度は幼稚園、高等学校においても同設置率、同指名率ともに90%を超えた。また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成についても着実に数字を伸ばしているところである。

しかしながら、体制は整備されたものの必要な取組が行われるまでにまだ至っていないとの声が少なからずあり、本研究は、改めて特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組の現状と課題について把握し、それらの課題解決に資する事例集を作成した。

2 研究の目的

特別支援教育を各学校で行うための体制の整備及び必要な取組の現状と課題を把握し、課題解決の一助となる実践事例集の作成、提供により、本県特別支援教育の一層の推進に資する。

3 研究の内容

- (1) さいたま市を除く県内幼稚園、小学校、中学校、及び高等学校（以下「各学校」と記述）それぞれ20%を抽出し、特別支援教育コーディネーター（または同様の役割を担当している教員）を対象に、特別支援教育に関する校内支援体制整備についての取組状況等についてアンケート調査を実施。
- (2) 調査研究協力委員の協力を得て、課題解決につながる先進校の事例等をもとに、特別支援教育推進の一助となる「特別支援教育 校内支援体制整備のために～小学校・中学校・高等学校での実践例～」を作成し、センターホームページにより各学校に発信する。

Ⅱ アンケート調査について

1 調査の目的

各学校における校内支援体制の整備状況を把握し、併せて校内支援体制整備のための課題を明らかにすることにより、望ましい支援体制整備のあり方について提言する資料とする。

今回の調査は、前述の「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号：平成19年4月1日）に基づき「校内支援体制」と「校内支援体制が整備されている状況」を、以下のとおりとし、実施した。

① 校内支援体制とは

- ・校内委員会または同様の機能を果たす組織が設置されていること
- ・特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」と略す）が指名されていること
- ・「個別の指導計画」が作成されていること

② 整備されている状態とは

- ・校内委員会が計画的に開催され、児童・生徒の情報が職員間で共有されている状態
- ・コーディネーターが、特別支援教育のコーディネーター的役割を果たしている状態
- ・「個別の指導計画」が、児童・生徒の指導・支援に活用されている状態

2 調査の内容

アンケート調査の内容は、以下の三つの構成になっており、回答は基本的に選択式としたが、一部記述式も取り入れている。

【1 基礎調査】

学校種、学校規模、特別支援学級・通級指導教室設置の有無（小・中学校）

【2 校内支援体制に関すること】

校内委員会の設置、コーディネーターの指名、「個別の指導計画」の作成状況に関する調査

【3 整備状況について】

校内委員会の運営、コーディネーターの役割、「個別の指導計画」の活用、具体的な校内支援

3 調査時期 平成21年10月～11月

4 調査対象

県内（さいたま市を除く）の公立幼稚園、小・中学校、高等学校、それぞれから標本調査として有意性のある20%を抽出した。その際、地域（東西南北）のバランス、高等学校においては、全日制・定時制・通信制のバランス及び学科のバランス等を考慮した。

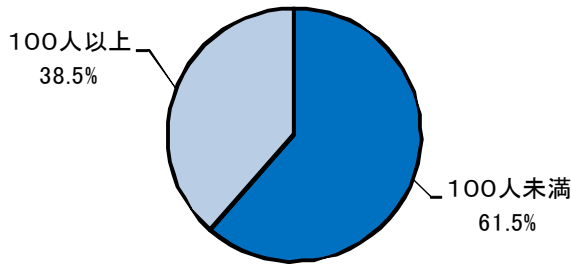
Ⅲ アンケート調査の分析

1 基礎調査

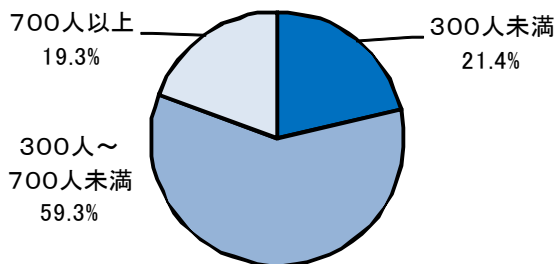
抽出により、幼稚園13園（20.6%）、小学校143校（20.0%）、中学校72校（20.1%）、高等学校37校（23.9%）からのアンケートの協力をいただいた。

【協力校の内訳】

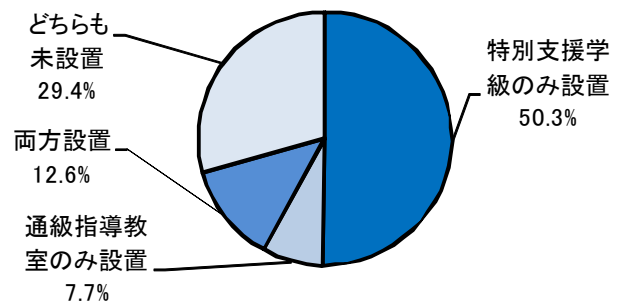
幼稚園 園児数別



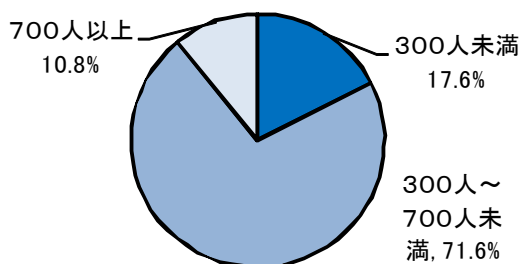
小学校 児童数別



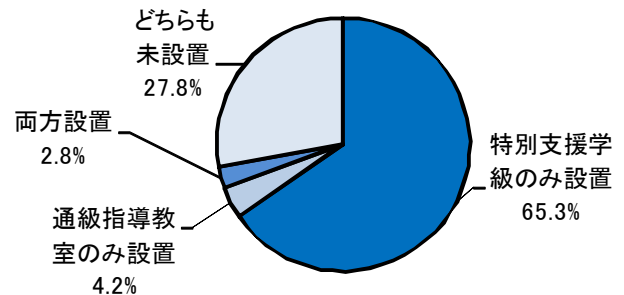
小学校 特別支援学級・通級指導教室設置別



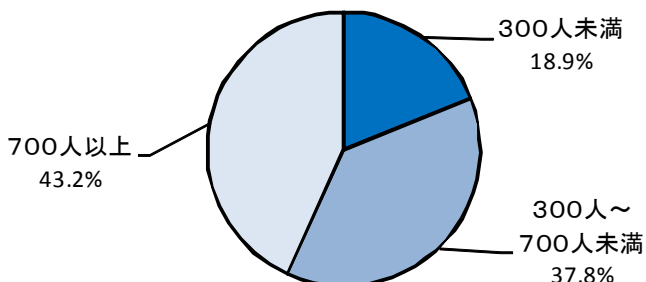
中学校 生徒数別



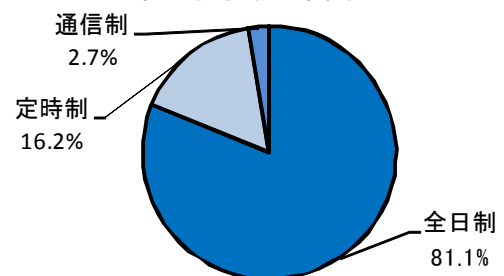
中学校 特別支援学級・通級指導教室設置別



高等学校 生徒数別



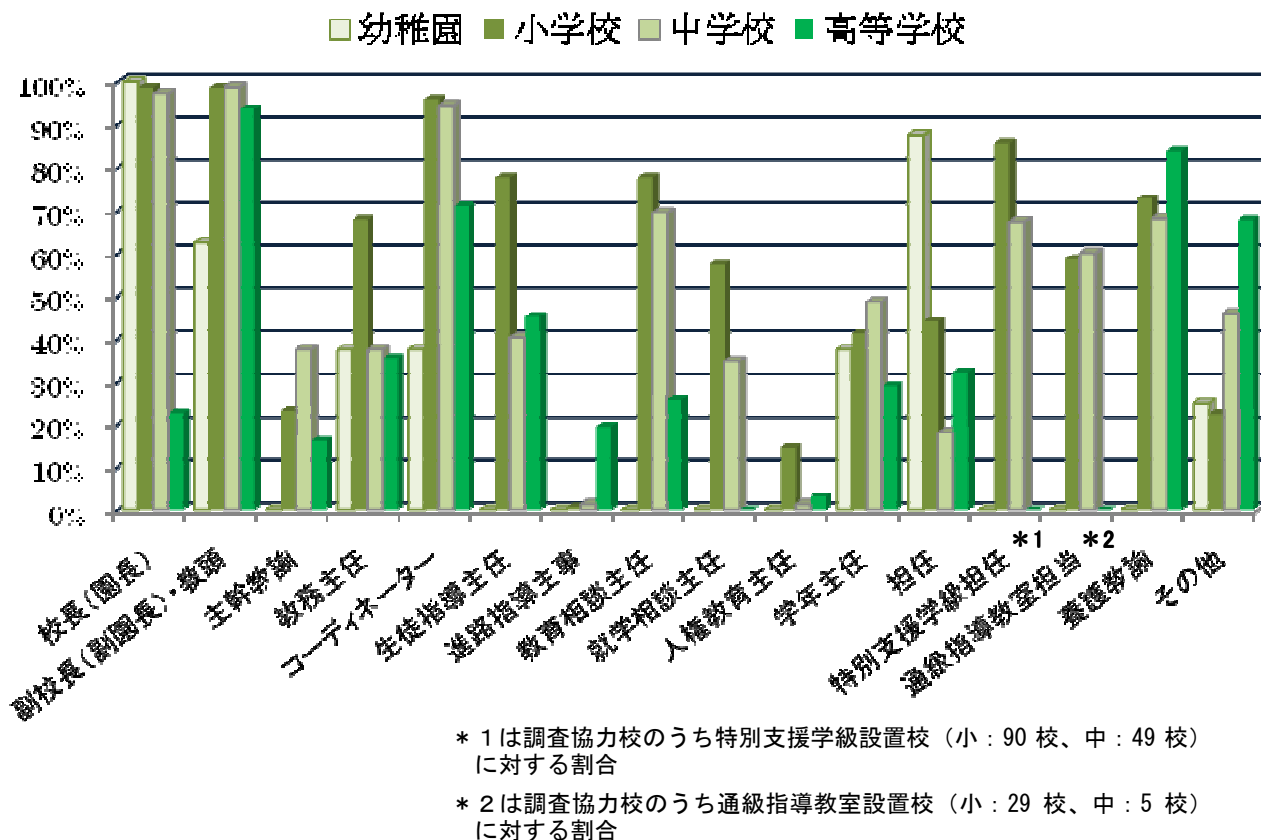
高等学校 課程別



2 校内委員会

ここでは、「校内委員会の構成メンバー」「計画的な開催」「会議で検討している項目」「会議時間」について、実際に校内委員会がどのように機能しているかを調査した。

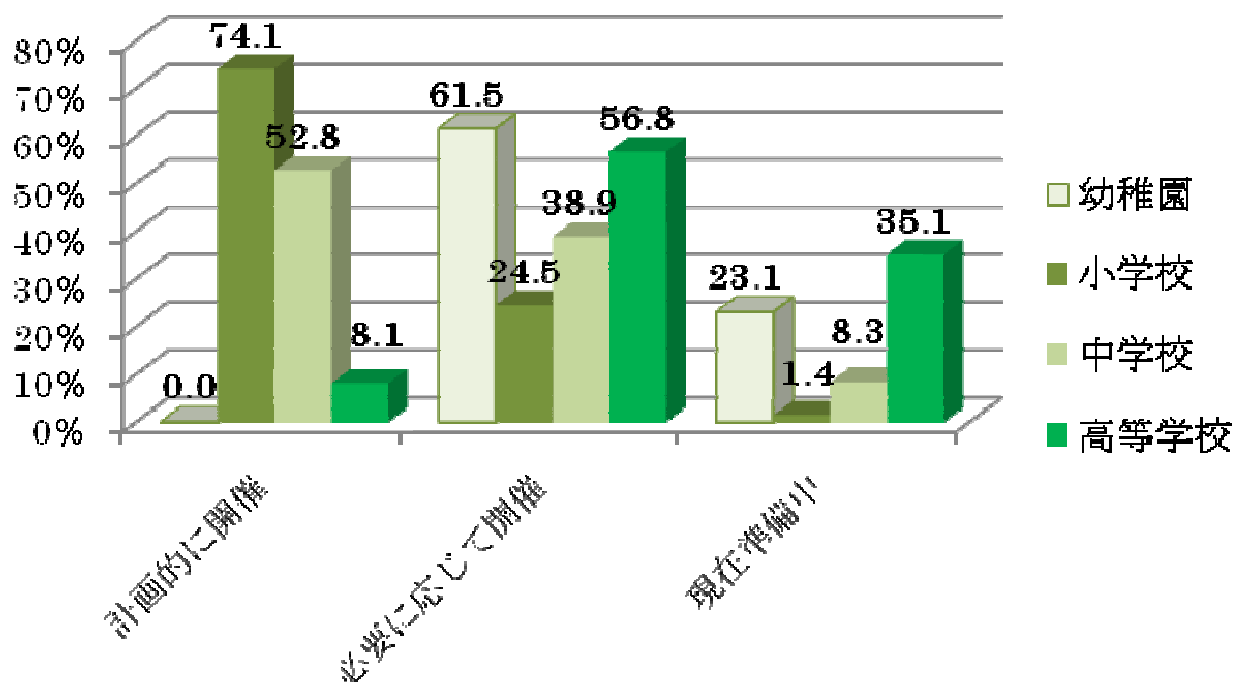
(1) 校内委員会組織の構成メンバー (%)



- ・小・中学校においては95%以上の学校で校長、教頭、コーディネーターが、校内委員会のメンバーであった。
- ・幼稚園の校内委員会構成メンバーが少ないのは、1園あたりの職員数が少ないためであり、反対に園の全ての職員が構成メンバーとなっている園も1園あった。
- ・高等学校の構成メンバーでは、養護教諭が教頭に次いで2番目に多くなっているが、これは養護教諭がコーディネーターとして指名されている割合が高いためと考えられる。
- ・小学校では校長、教頭、主幹教諭（教務主任を含む）、コーディネーター、教育相談主任、学年主任、養護教諭、特別支援学級担任、通級指導教室担当のこれら全員が構成メンバーとなっているのは、小学校では50%以上であった。

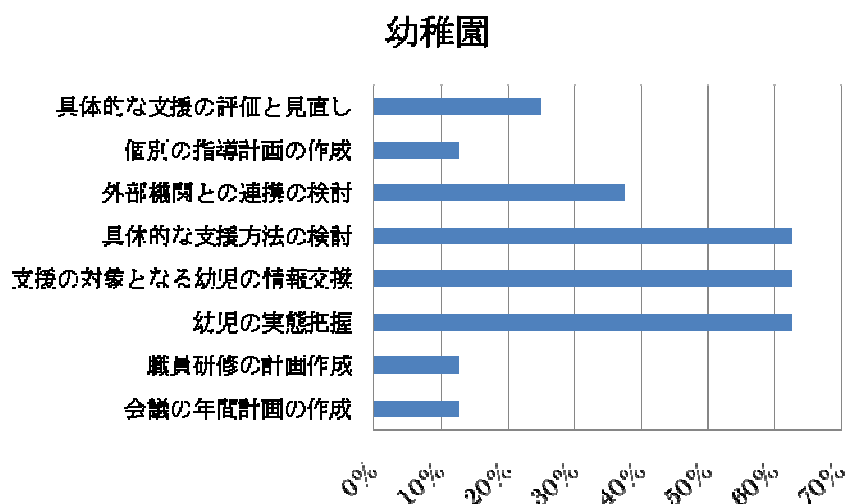
(2) 整備状況

①計画的な開催



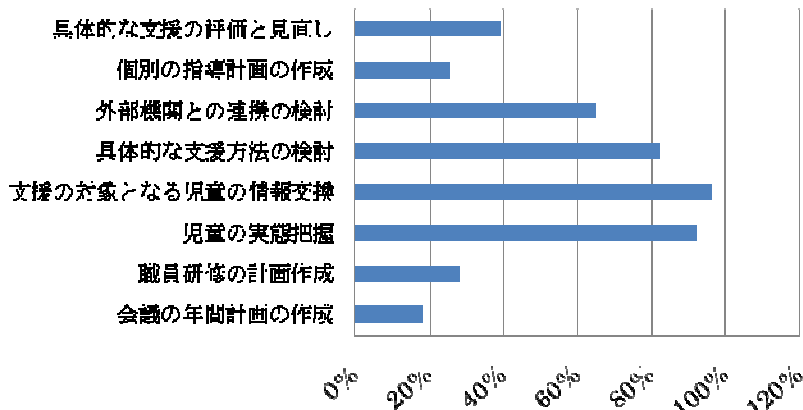
- ・ 小・中学校では、90%以上の学校で校内委員会が何らかの形で開催されている。特に小学校では、70%以上の学校が年間計画に位置付けて計画的に開催されている。
- ・ 幼稚園・高等学校においては、この1～2年で校内委員会を校務分掌に位置付けたところも多く（幼稚園20年度 31.7%→21年度 93.3% 高等学校20年度 68.8%→21年度 96.7%）、今後具体的な取組が期待される。

②会議で検討している項目



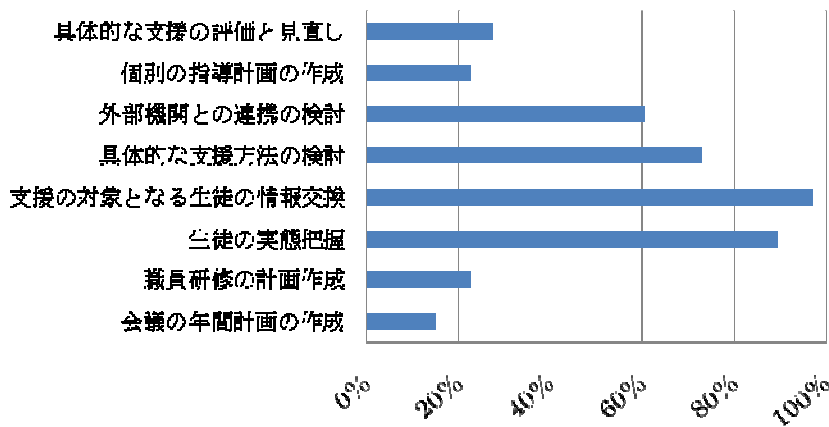
- ・ 幼稚園では、「幼児の実態把握」、「支援の対象となる幼児の情報交換」、「具体的な支援方法の検討」が中心になっている。
- ・ また、必要に応じて外部機関との連携も検討している。

小学校



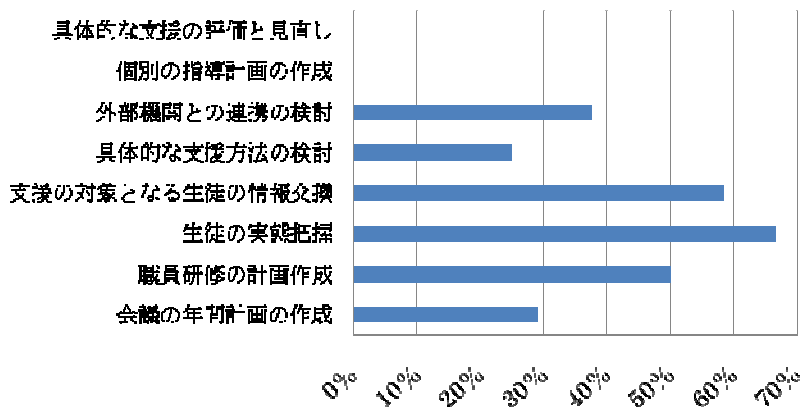
- ・小学校においても、「児童の実態把握」、「支援の対象となる児童の情報交換」、「具体的な支援方法の検討」をしている学校が80%以上である。また、「外部機関との連携の検討」も60%を超える。会議の主な内容は幼稚園と同じだが、それぞれの内容に取り組む比率は幼稚園より高い。

中学校



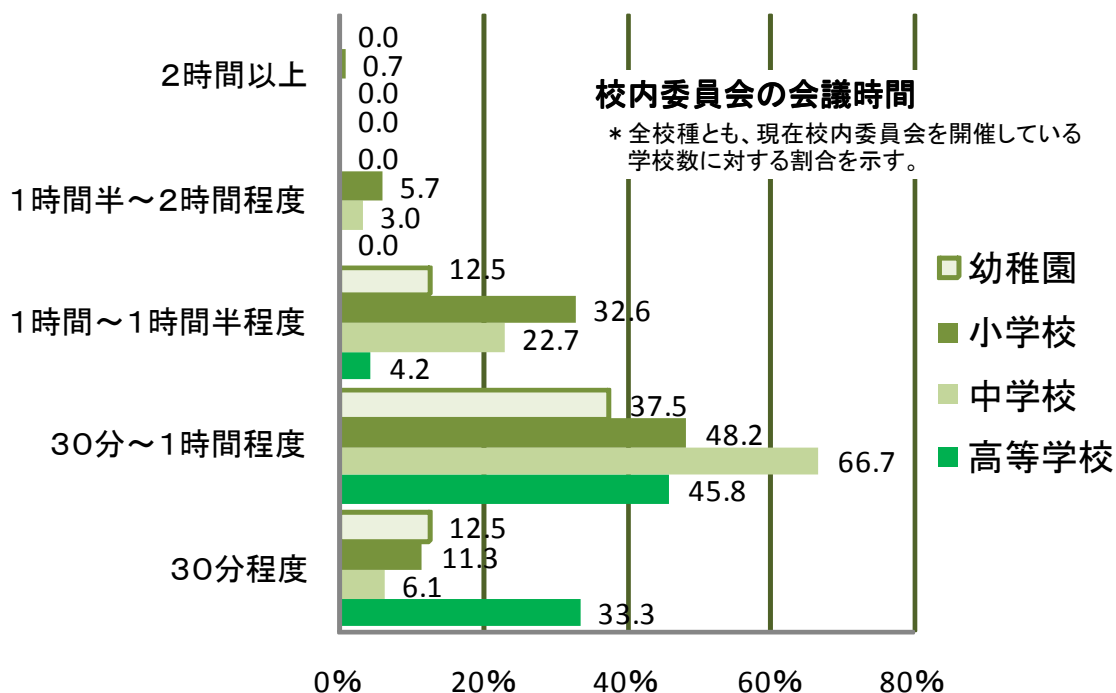
- ・中学校も校内委員会で取り扱っている内容は幼稚園、小学校と同様であるが、「具体的な支援の方法の検討」については、中学校は小学校ほどではない。

高等学校



- ・高等学校は、新たに校内委員会を設置した学校が多いためか、「会議の年間計画の作成」の占める割合が約3割と、高くなっている。
- ・「職員研修の計画作成」や「外部機関との連携の検討」が全体の中で高い数値となっている。

③会議時間



- ・ 幼稚園、小学校、中学校においては、会議時間は概ね1時間から1時間半の範囲であった。
- ・ 高等学校の会議時間については30分から1時間という回答が多かった。

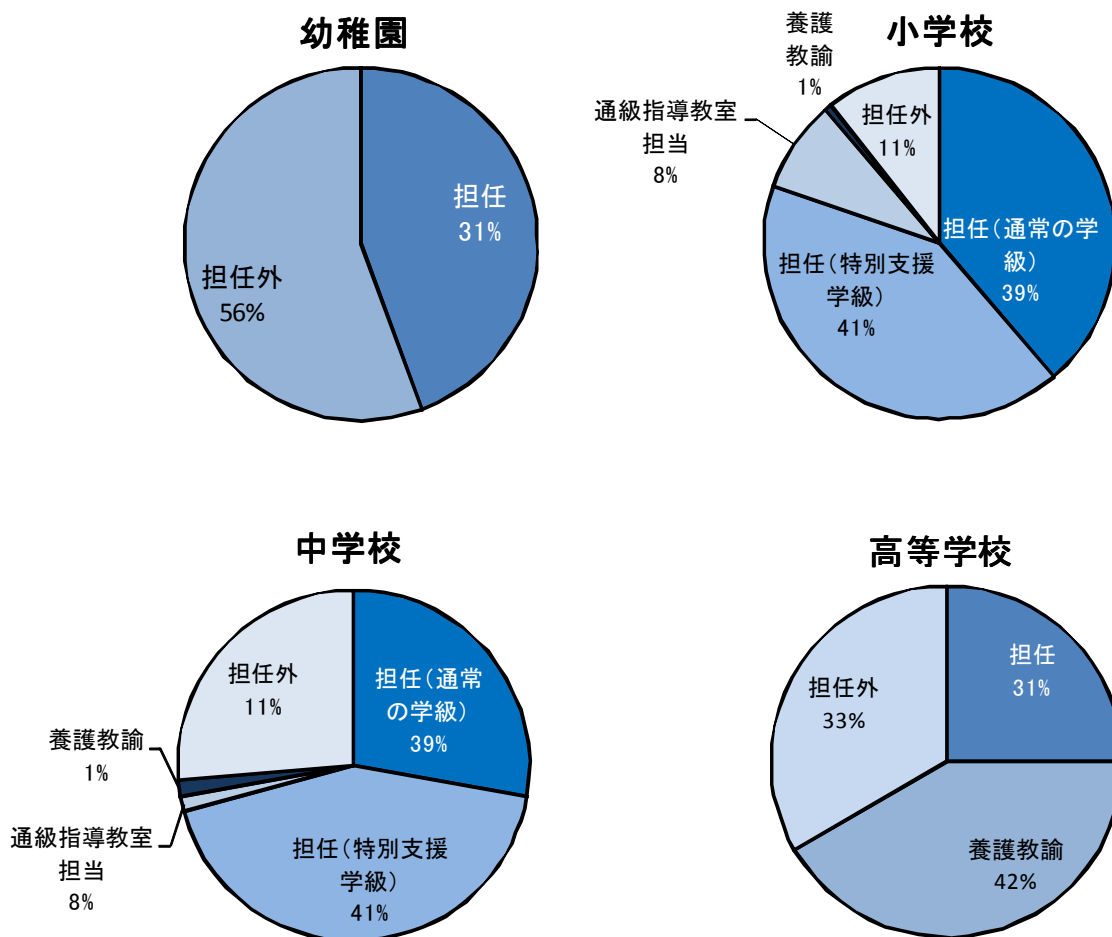
【考察】（校内委員会について）

校内委員会の会議内容については、各学校とも「幼児・児童・生徒の実態把握」「支援の対象となる幼児・児童・生徒の情報交換」「具体的な支援方法の検討」「外部機関との連携の検討」が上位を占めており、学校全体で幼児・児童・生徒を支援しようとしていることが分かった。なかでも、前述の項目で小・中学校の数値が他に比べて高いのは、特別支援教育の校内支援体制整備に向けての取組に、小・中学校は早くから取り組んでいたためと考えられる。

3 特別支援教育コーディネーター

この項では、「コーディネーターに指名されている職員」「コーディネーターの主な役割」「他の分掌等との兼務」について調査し、コーディネーターに求められる専門性、コーディネーターが機能しやすい状況にあるかどうかをみた。

(1) 特別支援教育コーディネーターに指名されている職員

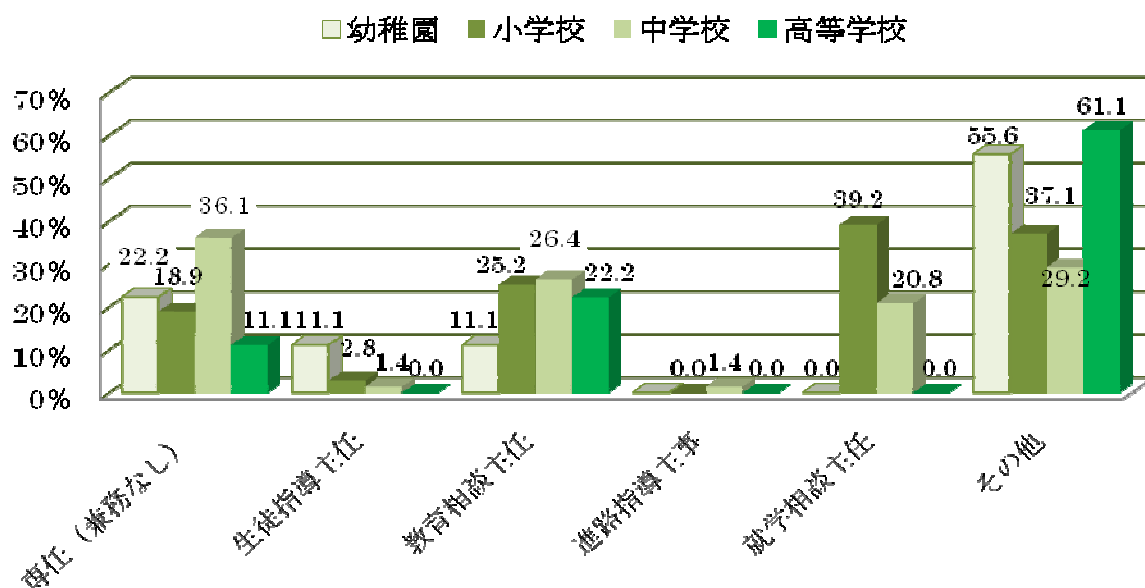


- 幼稚園では「担任」と「担任外」がほぼ同じ比率で指名されており、小学校においては「通常の学級の担任」と「特別支援学級担任」がほぼ同じ比率で指名されている。中学校では「特別支援学級担任」が、高等学校では「養護教諭」がコーディネーターとして指名されている割合が高い。
- 小・中学校で「特別支援学級担任」、「通級指導教室担当」がコーディネーターとして指名されている割合は、それぞれの設置校だけを対象にした場合、

(小学校)	(中学校)
「特別支援学級担任」・・・65.6%	「特別支援学級担任」・・・63.3%
「通級指導教室担当」・・・41.4%	「通級指導教室担当」・・・20.0%

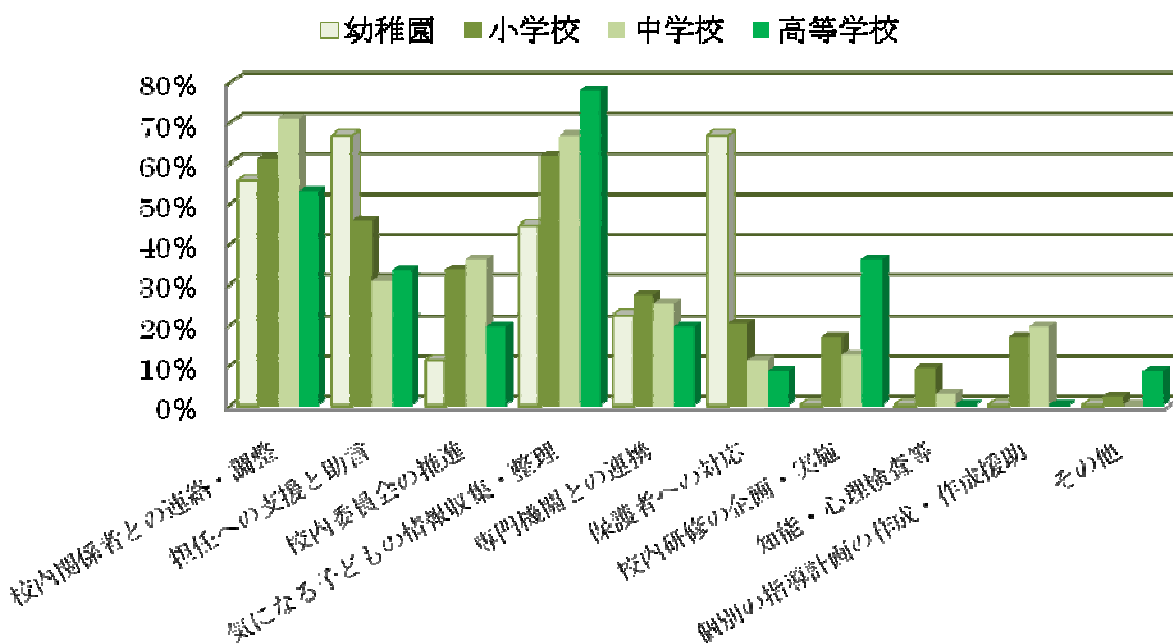
 である。

(2) コーディネーターが兼務している他の分掌



- ・中学校では、コーディネーターが専任になっている（他の分掌を兼務していない）比率が、他の学校に比べ2倍近くであるが、それでも40%以下である。また、授業の持ち時間数などの配慮についても、「ある」と回答したのは、幼稚園、高等学校は「0」、小学校は「4.2%（6校）」、中学校で「6.9%（5校）」であった。
- ・小・中学校のコーディネーターの兼務する分掌として「就学相談主任」が多いのは、市町村の就学支援委員会との関わりによるものと考えられる。

(3) コーディネーターの主な役割



- ・各校とも多いのは、「校内関係者との連絡調整」、「担任への支援と助言」、「気になる児童生徒の情報収集・整理」となっており、これらがコーディネーターの中心的な役割となっている。

- ・学校別で見ると、幼稚園では「保護者への対応」が多く、具体的には、『保護者の受容への支援』『専門機関との連携』『家庭との連携』など、特別支援教育を円滑に進めるための配慮がなされている。
- ・高等学校では、「校内研修の企画・実施」が多く、特別支援教育について職員への理解・啓発の推進役となっていることが分かる。

【考 察】（特別支援教育コーディネーター）

特別支援教育コーディネーターとして、小・中学校においては「特別支援学級担任」「通級指導教室担当」が、高等学校においては「養護教諭」が指名されている比率が高い。その理由として、「特別支援学級担任」や「通級指導教室担当」には発達障害等に関する専門的な指導の実践や知識があるため、また「養護教諭」には児童・生徒の理解と対応が期待されているためと考えられる。

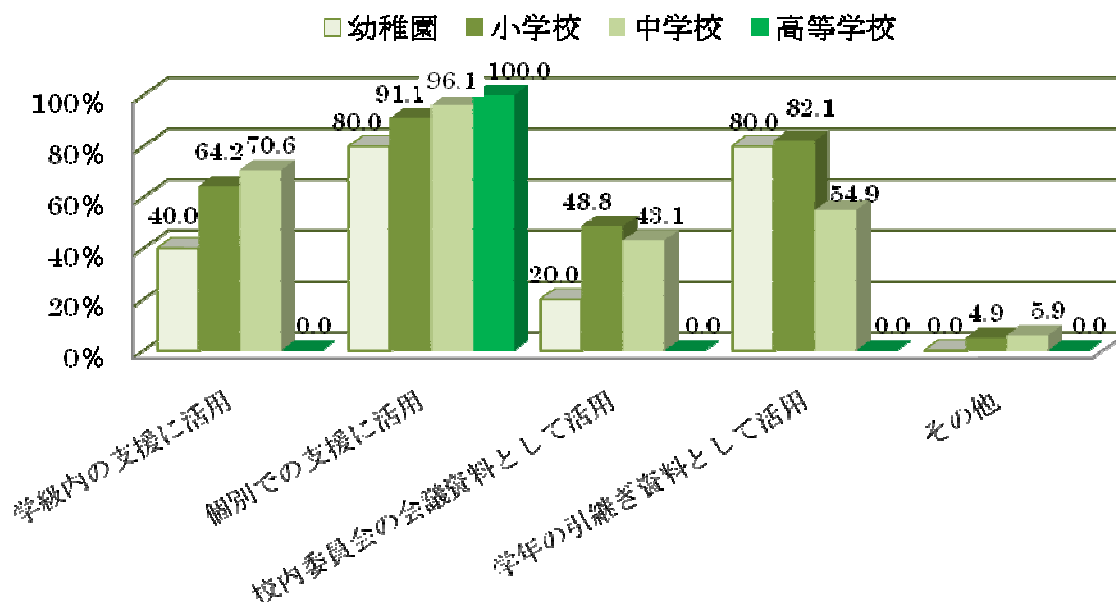
しかし、どの学校でも、他の主任等を兼務しているコーディネーターが多く、「校内関係者との連絡調整」「担任への支援と助言」「気になる子どもの情報収集・整理」等の仕事を一人で担うのは困難が予想され、コーディネーターの役割をチームでコーディネートするなどの工夫も必要である。

4 「個別の指導計画」

特別の教育的支援を要する児童・生徒の「個別の指導計画」の作成については、幼稚園で5園（38.5%）、高等学校では、1校（2.7%）であった。小・中学校における通常の学級での「個別の指導計画」の作成率については、21年度の特別支援教育課の調査で、小学校は51.5%、中学校は25.1%である。

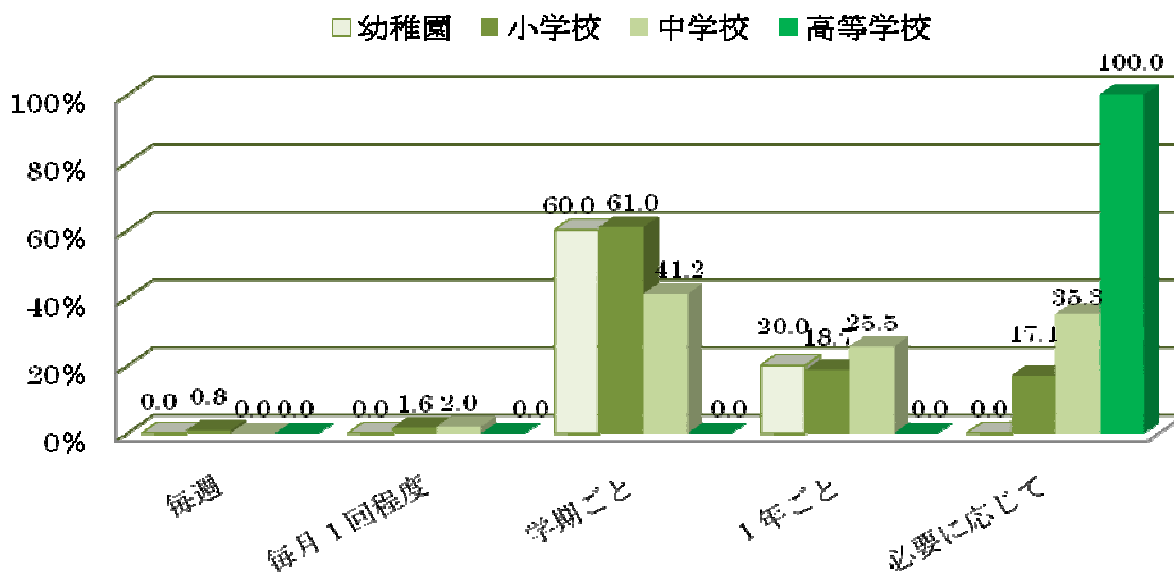
ここでは、各学校の「個別の指導計画」の具体的な活用状況について調査した。

(1) 「個別の指導計画」活用状況



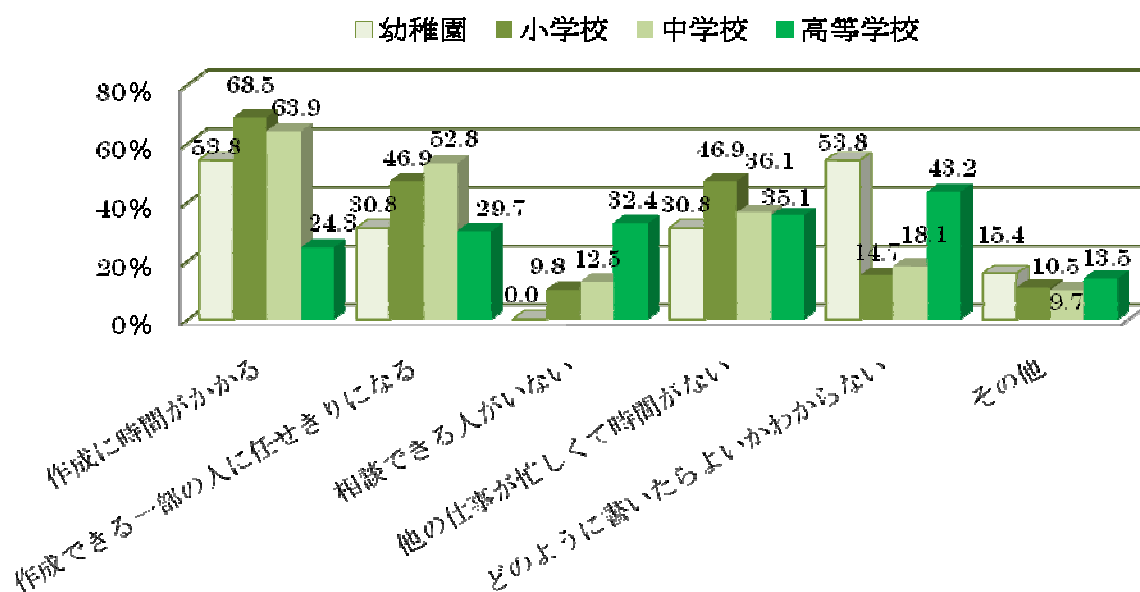
- ・どの学校種においても「個別の指導計画」については、作成している学校では「学級内での支援」、「個別の支援」、「引き継ぎ資料」と有効に活用されている。
- ・「会議資料」としては、校内委員会だけにとどまらず、学年会、就学相談委員会、市、町の就学支援委員会でも活用されている学校もある。今後は「個別の教育支援計画」と併せて「関係機関等との連携資料」としての活用も考えられる。

(2) 「個別の指導計画」の見直し



- ・「個別の指導計画」の見直しについては、学期ごとに見直しをしている学校が6割程度ある。“作りっぱなし”にならないように、今後も活用方法の工夫・改善が必要である。

(3) 「個別の指導計画」作成の課題



- ・作成の課題としては、「作成に時間がかかる」「作成できる一部の人に任せきりになる」「他の仕事が忙しくて時間がない」が多い。負担の一部集中という回答が多いことから特定の教員に任せてしまう傾向がみられる。

【考察】（「個別の指導計画」）

本来「個別の指導計画」は担任が中心となり、関係者の連携のもとに校内委員会などで調整・検討しながら作成するものである。また、作成するときは時間がかかることも考えられるが、実際に活用しながら見直し・修正を加えていくことで、一人一人の実態に即した配慮や支援が行われ、児童・生徒が安心して学校生活を送れることにつながることを改めて全校で共通理解する必要がある。

5 校内での具体的な支援

ここでは、各学校の校内での児童生徒への支援として具体的にどのような取組をしているのかを調査した結果について記述する。方法としては、校内での具体的な取組として予想される項目を列挙し、当てはまる項目全てを選んでもらった。「その他」の項目は学校独自の取組である。

幼稚園

- | | | |
|--|----------|-------|
| ① 個別指導の時間・場を設定する。 | ・・・・・・・・ | (7園) |
| ② クールダウン（イライラした時などに気持ちを落ち着ける）のスペースを作る。 | | (7園) |
| ③ 校内の掲示物を工夫する。 | ・・・・・・・・ | (3園) |
| ④ 指示の出し方や言葉かけを工夫する。 | ・・・・・・・・ | (13園) |
| ⑤ 家庭訪問や教育相談等家庭との連携を密にする。 | ・・・・・・・・ | (9園) |
| ⑥ 幼児のカウンセリングを実施する。 | ・・・・・・・・ | (0園) |
| ⑦ 教材や資料を作る時に配慮する。 | ・・・・・・・・ | (3園) |
| ⑧ その他 | ・・・・・・・・ | (0園) |

小学校

- | | | |
|--|------|--------|
| ① 個別指導の時間・場を設定する。 | ・・・・ | (107校) |
| ② クールダウン（イライラした時などに気持ちを落ち着ける）のスペースを作る。 | ・・・・ | (79校) |
| ③ 校内の掲示物を工夫する。 | ・・・・ | (19校) |
| ④ 指示の出し方や言葉かけを工夫する。 | ・・・・ | (127校) |
| ⑤ 家庭訪問や教育相談等家庭との連携を密にする。 | ・・・・ | (45校) |
| ⑥ 児童のカウンセリングを実施する。 | ・・・・ | (68校) |
| ⑦ 教材や資料を作る時に配慮する。 | ・・・・ | (9校) |
| ⑧ その他 | | |
| ・ スクールカウンセラーの活用 | | |
| ・ 支援員の活用 | | |
| ・ 他の職員との連携 | | |
| ・ 職員間の情報の共有 | | |

中学校

- | | | |
|--|----------|-------|
| ① 個別指導の時間・場を設定する。 | ・・・・・・・・ | (52校) |
| ② クールダウン（イライラした時などに気持ちを落ち着ける）のスペースを作る。 | ・・・・・・・・ | (36校) |
| ③ 校内の掲示物を工夫する。 | ・・・・・・・・ | (11校) |
| ④ 指示の出し方や言葉かけを工夫する | ・・・・・・・・ | (55校) |
| ⑤ 家庭訪問や教育相談等家庭との連携を密にする。 | ・・・・・・・・ | (58校) |

- ⑥ 生徒のカウンセリングを実施する。 (3 7 校)
- ⑦ 教材や資料を作る時に配慮する。 (2 5 校)
- ⑧ その他
 - ・ 専門機関の訪問指導
 - ・ スクールカウンセラーに相談

高等学校

- ① 個別指導の時間・場を設定する。 (1 3 校)
- ② クールダウン（イライラした時などに気持ちを落ち着ける）のスペースを作る。 (9 校)
- ③ 校内の掲示物を工夫する。 (4 校)
- ④ 指示の出し方や言葉かけを工夫する。 (1 2 校)
- ⑤ 家庭訪問や教育相談等家庭との連携を密にする。 (1 0 校)
- ⑥ 生徒のカウンセリングを実施する。 (1 3 校)
- ⑦ 教材や資料を作る時に配慮する。 (7 校)
- ⑧ その他
 - ・ 職員の意識改革のための研修
 - ・ 生徒に関する頻繁な情報交換
 - ・ 県の巡回相談からの助言

各学校に共通している具体的な校内支援の主な内容は「個別指導の時間・場を設定する」、「クールダウンのスペースを作る」「指示の出し方や言葉かけを工夫する」、「家庭訪問や教育相談等家庭との連携を密にする」の4項目である。小学校、中学校、高等学校だけを見ると、「幼児・児童・生徒のカウンセリングを実施する」の回答も多かった。

次に、アンケートの回答にもあった「クールダウン」等に活用する、いわゆる「リソースルーム（クールダウン・行動の振り返り・学習支援・個別指導・カウンセリング等、特別の支援を受けることのできる部屋）」として活用している教室と、支援員の活用について調査した。

「リソースルームとして活用している教室」について、各学校で共通していたのは、「職員室」と「授業で使用していない教室」であった。他に、小・中学校、高等学校では、「会議室」「相談室」「保健室」「図書室」が利用されていた。また、小・中学校では「特別支援学級」や「通級指導教室」も利用されていた。

専用のリソースルームを設置することは、どの学校としても教室数が足りず、難しいようだが、各学校がそれぞれの実態に応じた工夫により、児童・生徒の支援の場を確保しようと努力している様子が分かった。

また、支援員の活用については、幼稚園、小学校、中学校で活用されていた。1校あたりの支援員の数は、ほとんどの学校で1～2名であった。

【考 察】 （校内での具体的な支援について）

その他の取組にもあるように、障害のある児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。支援員等の活用にあたっては、校

内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めることが望ましい。また、支援は量ではなく、「児童生徒の変容」に視点を当てた質の向上を目指して行くことが重要である。

その点「5 校内での具体的な支援」の回答では、学校の実態に応じて支援の方法を工夫して取り組んでいることが確認された。こうした取組が、学校全体の取組となっていることが校内支援体制の充実と言えよう。

6 アンケート調査から見る校内支援体制整備状況の現状と課題

2～4までの調査結果から見ると、各学校の校内支援体制は、概ね整備されてきたと言える。

しかし、各学校が特別支援教育校内支援体制を機能させていくためにはどんな課題があるのか？アンケート調査の「校内支援体制を機能させるために困難と感じていること」に回答された自由記述を集約し、学校ごとに課題を整理した。

幼稚園

- ・ 校内委員会をどのように組織するか

小学校

- ・ コーディネーターとして、どう役割を果たしていくか
- ・ 職員の共通理解をどのように図るか

中学校

- ・ 職員の共通理解をどのように図るか
- ・ 校内組織をどのように機能させるか

高等学校

- ・ 特別支援教育について、校内での理解をどう図っていくか

IV 校内支援体制を組織的に機能させるために

今回実施した調査アンケートによる校内支援体制整備の課題に対し、調査研究協力委員会での意見を参考に、組織として機能するための校内支援体制の在り方について以下に示した。ここに示したものは、一般化させたものであるので、各学校においては、その実態に即した形で応用していただきたい。

(1) 校内委員会

- ◎ 校内の特別の支援を要する全ての児童・生徒についての様々な情報を共有し、支援方策の検討がされる場である。
- ・ 構成メンバーは、上記の目的に照らして管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導、教育相談、進路指導、コーディネーター、（特別支援学級担任・通級指導教室担当）、養護教諭、カウンセラー等を入れることが望ましい。
- ・ 会議は定例で開かれる（月1回～学期1回）ことが望ましい。
- ・ 会議の内容によっては、学校の実態によるが、必要に応じて具体的な支援・対応等、臨時に話し合いがもてる小委員会（ケース会議）の体制を準備しておく、機動力が増す。
- ・ 既存の委員会を活用、または融合するなどして会議の効率化を図るなどの工夫も考えられる。

(2) 特別支援教育コーディネーター

- ◎ 校内支援体制が機能するために、特別支援教育の推進に関わることをコーディネートする立場である。
- ・ 主な仕事としては、校内関係者との連絡・調整、児童・生徒の情報収集・整理、校内委員会の運営、校内研修の企画、専門機関との連携、保護者への対応、担任への支援・助言等がある。コーディネーターの役割を円滑に進めるために、他の職員等の理解・協力は欠かせない。
- ・ 協力を得られる例として
 - 情報収集・整理 . . . 生徒指導、教育相談、進路指導
 - 専門機関との連携 . . . 主幹教諭、教務主任、養護教諭
 - 保護者への対応 . . . 教育相談、養護教諭、カウンセラー
 - 担任への支援・助言 . . . 特学級担任、通級指導担当、養護教諭、
 - 校内関係者の調整 . . . 主幹教諭、教務主任、学年主任

(3) 個別の指導計画

- ◎ 担任を含む校内関係者の連携のもとに校内委員会で作成し、児童・生徒の学習上・生活上の指導・支援に役立てる。
- ・ 様式は、県で作成した教育支援プランBを使用することが望ましい。
- ・ 最初から全てを記入できなくとも、書けるところから記入し、必要に応じて書き足していく、といった方法も考えられる。
- ・ 具体的な作成の仕方については、特別支援学校、外部専門機関等も活用できる。
- ◎ 計画に即した支援を実施し、児童・生徒の変容を校内委員会等で評価する。そして、必要な改善を加える。

- ・ 学年間の引き継ぎ資料、保護者との教育相談での資料としても活用できる。

以上校内支援体制を組織的に機能させるために必要なポイントを示した。また、具体的な取組事例については別冊の「特別支援教育 校内支援体制整備のために～小学校・中学校・高等学校での実践例～」に掲載したので併せて参考にしていただきたい。

V 特別支援教育校内支援体制の目指すもの

今回実施した調査研究において、学校により違いはあるが、校内支援体制整備が着々と進んでいることが確認できた。

しかし、アンケート調査の中から、依然として名前だけの支援体制になってしまう可能性や、旧来の特殊教育だけの理解に陥ってしまう可能性が残っていることも分かった。

今後この校内支援体制が、更に整備・充実されていくために、私たちはその先にある着地点をしっかりと見据えている必要がある。今回のアンケートの最後の記述回答こそがその着地点であろう。

<調査アンケートより>

(6) 最後に特別支援教育の校内支援体制が、組織的に機能するとどんなメリットがあると思いますか。

「児童・生徒にとって」「教員にとって」「学校にとって」の3つに分類してそれぞれお書きください。

(児童・生徒にとって)

- ・ 児童を取り巻く周囲の子どもたちが育つ。(幼稚園より)
- ・ 適切な支援が受けられ、安心して学校生活が送れる。(小学校より)

(教員にとって)

- ・ 自分一人で悩むのではなくて園全体の職員が援助してくれているという安心感のもとで指導ができるようになる。(幼稚園より)
- ・ 職場での連帯意識が強まる。(中学校より)

(学校にとって)

- ・ 落ち着いて学習できる環境ができ、学力アップにつながる。(小学校より)
- ・ 生徒・保護者からの信頼を得ることができる。(中学校より)
- ・ 学校全体の落ち着きを保つことができる。(高等学校より)

終わりに、今回の調査研究のために御協力いただいた各市・町の教育委員会、抽出校としてアンケートに御協力いただいた園長先生、校長先生、並びにコーディネーターの先生方、そして、調査研究協力委員の先生方に感謝し、この報告のまとめとする。

参考文献・引用文献

「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」

（平成17年12月 中央教育審議会）

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省）

「特別支援教育の理解のために」（総合教育センター）

「平成21年度特別支援教育体制整備状況調査 集計結果」（県 特別支援教育課）

<研究協力委員>

森 正樹	県立大学	講 師
鈴木 良明	所沢市立狭山ヶ丘中学校	校 長
山田 明	上尾市立今泉小学校	教 頭
佐久間久子	三郷市立前谷小学校	教 諭
鎌田 弘之	戸田市立笹目中学校	教 諭
三田 寛	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校	教 諭
黒澤 有香	深谷市立藤沢小学校	教 諭
板倉 伸夫	熊谷市立江南中学校	教 諭
相川 賢樹	春日部市立武里中学校	教 諭
立花 ま帆	県立入間向陽高校	養護教諭
後藤 和子	県立三郷特別支援学校	教 諭

<担当職員>

中村 政代	県立総合教育センター	特別支援教育担当	教育主幹兼主任指導主事
山口伸一郎	県立総合教育センター	特別支援教育担当	指導主事
山本 典之	県立総合教育センター	特別支援教育担当	指導主事
磯野 和人	県立総合教育センター	特別支援教育担当	指導主事